

令和5年度随意契約一覧【工事】

契約名	契約金額 (税込・円)	契約の相手方 (住所及び商号・名称)	契約日	契約期間	契約の相手方の①選定理由・②関係法令	担当課
R5町道中央通り線水路改修工事	1,837,000	丹沢建設工業(株)	R5.6.13	R5.6.14 ~ R5.12.8	①本工事は、山梨県が発注する芦川河川工事において、芦川橋から町道中央通り線の摺り付けをする工程に合わせて町道内の水路の一部を改修する工事である。 山梨県発注の芦川河川工事を受注し、現在施工中である上記業者と随意契約することで、間接工事費の調整が可能となり、通常発注に比べ諸経費が大幅に軽減されることから、上記業者から見積もりを徴し、随意契約したい。 ②地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	土木整備課
芦川河川工事に伴うマンホール移設工事	1,485,000	丹沢建設工業(株)	R5.8.4	R5.8.7 ~ R5.12.22	①本工事は県による芦川河川工事に伴い、マンホールが支障となるため移設するものである。 作業効率及び工程管理を考慮し、芦川河川工事を受注した左記業者と随意契約とした。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程	生活環境課
R5上野配水池送水ポンプ更新工事	1,595,000	(株)関東日立 山梨支社	R5.9.26	R5.9.27 ~ R5.12.25	①本工事は、上野配水池から大塚配水池へ水を送るために必要なポンプ更新工事である。当該設備は、すでに耐用年数が経過し故障の発生や不具合など運転に支障をきたす恐れがあることから早急な更新工事が必要である。また、現行のポンプへ更新するに当たり制御盤内の改修工事（部品交換）についても併せて行う。 左記業者は、水道事業の特殊性から年間を通じて安全・安心・安定した水道水を供給するため、緊急対応が可能でありポンプの製造・設置業者であるという点から現在「ポンプ設備保守点検業務」を履行し、ポンプ及び制御盤設備等の点検管理業務に当たっている。そこで、現場の状況に精通し当該施設と密接不可分の関係にあること、専門的な知識を有し当該施設の設備・機器類について十分に熟知していることから工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるため、左記業者1者を選定した。 ②地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	生活環境課
三珠保育所駐車場整備工事	8,228,000	砂田建設工業(株)	R5.10.2	R5.10.3 ~ R6.3.19	①本工事は、町が発注し施工中の「R5町道矢作川浦線道路改良工事」の関連工事であるため、本体工事を受注した左記業者と随意契約することにより、通常発注より諸経費が軽減されることを踏まえ、左記業者より見積りを徴し、随意契約を行う。 ②地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程	子育て支援課

R5帯那水源取水ポンプ更新工事	4,730,000	(株)関東日立 山梨支社	R5.10.23	R5.10.24 ~ R6.2.29	<p>①当該ポンプは設置後29年とポンプの耐用年数を大幅に経過しており、劣化が進行している状況である。特に揚水管の腐食が進んでおり、当該ポンプおよび揚水管が井戸孔内に落下する恐れがあるため、早急な対応が必要である。水道事業の特殊性により当該施設におけるポンプの製造・設置業者であり年間を通じて緊急対応が可能であるという点から「ポンプ設備保守点検業務」を履行し、当該ポンプの落下の危険性を承知していること、現場の状況に精通し設備・機器を熟知しているという点から当該施設と密接不可分の関係にあり、安全・円滑かつ適切な施工が確保できることの2点から左記業者を選定。</p> <p>②地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定</p>	生活環境課
R5町道矢作川浦線道路改良工事に伴う付帯工事	4,400,000	砂田建設工業(株)	R5.10.12	R5.10.13 ~ R6.3.11	<p>①本工事は、町が発注し施工中の「R5町道矢作川浦線道路改良工事」の関連工事であるため、本体工事を受注した左記業者と随意契約することにより、通常発注より諸経費が軽減（詳細別紙参照）されることを踏まえ、左記業者より見積りを徴し、随意契約したい。</p> <p>②地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規程</p>	土木整備課
第4水源水位計・水流計更新工事	1,980,000	シンク・エンジニアリング(株)	R5.12.5	R5.12.6 ~ R5.12.15	<p>①第4水源に設置されている水位計・水流計が突発故障を起こし、取水ポンプの動作に異常をきたしている状況である。平塩配水池に大量に送水している水源でもあり、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす恐れがあるため。また、当該業者が構築した遠方監視システムにも組み込まれた同一システム上の設備でもあるため。</p> <p>②地方自治法施行令第167条の2第1項第5号</p>	生活環境課